

# 令和 8 年度 八王子市立由木中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本方針 【 しない させない 許さない 】

すべての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。また、いじめる生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、いじめる生徒が抱える問題の解決を図る。

- (1) いじめは「しない、させない、許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

## 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設置して、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。

毎週木曜日のいじめ対策委員会にて、情報を共有し確認する。（振り返りアンケート等）委員会の活動にあっては、毎週開かれる生活指導連絡会・特別支援教育校内委員会との連携を密にとり、いじめの未然防止を図る。

### 《構成メンバー》

校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

- (2) 生徒がいじめ問題を自分のことと考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (3) 道徳・特別活動を通して、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- (4) 毎月2回（隔週）【生活振り返りアンケート】と学期に1回の【児童・生徒の状況把握調査】を全生徒に実施し、情報入手につとめる。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して改善充実を図る。
- (8) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

- (9) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (10) いじめの防止等のための取組に係わる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (11) 入学時・各年度の開始時における生徒、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。
- (2) 生徒の行動を注視する。
- (3) 保護者と情報を共有する。
- (4) 地域と日常的に連携する。

### 4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことがないように、正確な情報を共有し、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめられる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。